

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 行動計画

職員が、職業生活と家庭生活の両立できるような雇用環境の整備を行い、女性がさらに活躍できる職場環境とするため、下記のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 目 標

<目標1> 年次有給休暇取得率を5%以上向上させる

<実施期間及び対策>

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	年次有給休暇の取得を促すための方針を決定し、会議等により周知する 半期毎に取得状況の確認し、十分取得していない職員及びその所属長に取得を促す 取得を阻んでいる要因を洗い出し分析する
令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	障害要因に対し、対策を立案し、実施する 半期毎に取得状況の確認及びフォローを継続し、年次有給休暇の取得率5%アップを実現していく